



国民健康保険係からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

◆高額な外来診療を受ける方へ

平成24年4月1日からは、『限度額適用認定証』の提示により、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額（月額）

70歳未満の人の場合

区 分	限 度 額	4回目以降の限度額
上位所得者	150,000 円	83,400 円
一 般	80,100 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円



70歳以上の人の場合

区 分	外来（個人単位）	外来＋入院の限度額（世帯単位）
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯）	8,000 円	15,000 円

70歳以上の人の場合、低所得Ⅰ・Ⅱの人だけ、限度額適用認定証を交付します。

『限度額適用認定証』の申請方法

◎保険証と認印（世帯主）を持って、国保の窓口で申請してください。

～ご不明な点がございましたら役場国民健康保険係までお問い合わせください～

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成23年9月	4,725 人	312 人	5,037 人
	平成22年9月	4,872 人	267 人	5,139 人
医療費総額	平成23年9月	138,871,418 円	7,041,007 円	145,912,425 円
	平成22年9月	139,064,393 円	5,631,152 円	144,695,545 円

区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり 医 療 費	平成23年9月	29,391 円	22,567 円	28,968 円
	平成22年9月	28,544 円	21,090 円	28,156 円